

令和8年度 七保小学校 いじめ防止基本方針

大月市立七保小学校
令和8年4月1日

1 いじめ防止に関する基本理念

七保小学校は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることをねらいとしていじめの防止等の対策をおこなう。特に、いじめを行わないこと、いじめを認識しながら放置しないこと、いじめが許されない行為であることについて、全ての児童が十分に理解できるようにする。さらに、市教育委員会をはじめ、家庭、地域、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することに努める。

2 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

本校では全ての職員が「いじめは、どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

「いじめ」とは、「当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行う。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるので、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

いじめ防止のための基本姿勢として、次の点を心掛ける。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない教職員の姿勢を示し、その雰囲気づくりに努める。
- (2) 児童一人一人の自尊感情を高め、他への思いやりと社会性を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見のため、様々な手段を講じる。
- (4) いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、必要に応じて学校内だけでなく関係機関や専門家と連携して解決にあたる。
- (5) 学校と家庭が協力して、事前防止、事後指導にあたる。

3 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎的・基本的な内容の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わわせ自尊感情を育むことができるように努め

る。

道徳の時間には命の大切さについての指導を重視する。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることもいじめに加担することにつながることを教える。

また、障害のある児童や性的マイノリティーに係る児童等、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行う。

さらに、インターネット上のいじめ等を防止するための情報の収集や教職員の研修の充実を図るとともに、保護者にも学習の場を設けるなど、その啓発に努める。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり

- ①いじめゼロを目指した児童会活動を推進する。
- ②関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心をもって、周囲に伝えようとする心情を高める体験活動を推進する。
- ③学校行事や縦割り活動での異学年交流等、集団活動の充実を図り、心と心の連携を図る。

(2) 自尊感情を育む教育活動の推進

- ①一人一人が活躍できる学習活動
 - ・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
 - ・児童が主体的に取り組める学習活動の工夫
- ②安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成
年間カリキュラムにおける活用する力の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。
- ③人とつながる喜びを味わう体験活動
友だちと分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

(3) いじめ防止対策にかかわる研修・学習の場の充実

- ①教職員の積極的な研修等への参加
教職員の児童理解、情報モラルに関する指導の力量の向上を図る。
- ②保護者へのいじめ防止に関する意識の啓発
PTAを対象とした学習会や懇談等の機会を活用し、児童の携帯電話等の利用の在り方やインターネット、SNSの危険性やリスクに関する情報を提供し、いじめ防止につなげる。

4 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のための手立て

- ①全教職員での児童の観察
「いじめはどの学級、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識を共有し、全ての教職員が児童の様子を見守り、児童の小さな変化を見逃さない姿勢で日常的な観察を

丁寧に行う。また、おかしいと感じた児童がいる場合には生徒指導委員会等の場において情報を共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。

② 定期的な実態調査

「学校生活に関するアンケート」を年2回行い、児童の悩みや人間関係を把握しいじめゼロの学校づくりを目指す。

③ 相談体制の充実

担任以外にも相談できる養護教諭を中心とした「心の相談室」を設け、教育相談活動を充実させる。児童の様子に変化が見られる場合には、教職員が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、早期発見を図る。

また、保護者へは、学校でいじめに関する相談や、通報を受け付ける相談窓口を設けていることを周知し、いじめを訴えやすい体制を整える。

(2) いじめの早期解決の対応

- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教職員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- ④ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑤ いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用、養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。
- ⑥ 関係機関との連携のため、いじめられた児童からの情報や、複数の教職員が個別に認知した情報、関係する学校間等で収集した情報を個別に記録し、共有化を図り、いじめを受けている児童を組織的に守り、再発防止に向け、徹底して取り組むようにする。
- ⑦ いじめが「解消」したと判断するためには、いじめに係る行為がやんでいること（少なくとも3か月を目安とする）、被害者が心身の苦痛を感じていないことの2要件を満たさなければならない。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ① 家庭との連携を密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友だち関係についての情報を集めて指導に生かす。
- ② 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。
- ③ 学校の指導だけでは十分な効果を上げることが困難な場合には、警察や児童相談所等と適切に連携を図り、児童の命や安全を守ることを最優先に警察への相談通報を行い、保護者への周知を図る。
- ④ 保護者は、いじめ防止等について理解を深め、児童が悩みを相談できる雰囲気づくりに努めることが求められており、学校の方針を周知するために、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に児童や保護者に対して説明するようにする。

5 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 校内組織

①「ほっとタイム」

週1回（金曜日）全教職員で、特に指導が必要な児童の現状や指導等についての情報の交換、及び具体的な指導についての話し合いを行う。

②「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため「いじめ防止対策委員会」を設置する。年6回（隔月）を定例委員会とし、必要に応じて臨時委員会を開催する。管理職・教務主任・生徒指導主事・養護教諭で構成し、必要に応じて当該学級担任、低高生指担当も参加する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織（重大事案対応）

重大かつ緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。教頭は校長に報告し、校長の指示により迅速に対応・支援体制をつくり対処する。また、状況によっては、いじめ防止対策委員会を中心に市教委職員・学校評議員・要請SC・要請SSW・スクールサポーター等を含む「特別生徒指導委員会」を開催し、調査を含めた迅速な対応を行う。

・児童や保護者から、いじめにより重大な事態が生じたと申立てがあったときについて、児童や保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言しないよう留意する。

・令和6年8月改定の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（12章構成）」により、適切に対処する。

6 その他の留意事項

(1) 校務の効率化

校務の効率化を図り、児童と向き合う時間の確保に努める。

(2) 地域との連携について

学校便り等を有効に活用し、日頃から情報の発信を心掛ける。

また、主任児童委員・民生委員、地区の各種役員との連携を図り、児童に関する情報を収集しやすい環境を整える。

(3) 学校評価の活用

学校評価に関して行っている児童の意識調査や保護者アンケートについてもいじめの未然防止や早期発見につながるような視点で活用する。

7 いじめ防止指導計画

いじめの未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組む。年度当初に次のような「いじめ防止対策年間計画」を確認し、組織体制を整える。